

東京都個人情報の保護に関する条例

平成2年12月21日
東京都条例第113号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 実施機関における個人情報の収集及び届出（第4条－第6条）
- 第3章 実施機関における個人情報の管理（第7条－第9条）
- 第4章 保有個人情報の利用及び提供（第10条・第11条）
- 第5章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等（第12条－第22条の2）
- 第6章 救済の手続（第23条－第25条の9）
- 第7章 東京都情報公開・個人情報保護審議会（第26条）
- 第8章 民間部門の個人情報の保護（第27条－第29条の5）
- 第9章 雑則（第30条－第33条）
- 第10章 罰則（第34条－第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、民間部門における個人情報の取扱いについての東京都（以下「都」という。）の役割を定め、もって都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
（平16条例159・全改）

（定義）

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、警視總監及び消防總監並びに都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 この条例（次条第3項及び第8章を除く。）において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 4 この条例において「公文書」とは、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書をいう。
- 5 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

- 6 この条例において「事業者」とは、法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

（平11条例6・平11条例97・平16条例159・一部改正）

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

- 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 3 知事その他の執行機関は、事業者において個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第8章において同じ。）の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平16条例159・一部改正）

第2章 実施機関における個人情報の収集及び届出

（平16条例159・改称）

（収集の制限）

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。

六 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（都が設立した地方独立行政法人を除く。第10条第2項第6号において同じ。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第10条第1項各号のいずれかに該当する利用若しくは同条第2項各号のいずれかに該当する提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- 4 前二項の規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

（平12条例6・平16条例159・平27条例140・一部改正）

(保有個人情報取扱事務の届出)

第5条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- 二 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- 三 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- 四 保有個人情報の記録項目
- 五 保有個人情報の対象者の範囲
- 六 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る保有個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、東京都規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(平11条例6・平16条例159・一部改正)

(公表及び閲覧)

第6条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項について目録を作成して、公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

(平16条例159・一部改正)

第3章 実施機関における個人情報の管理

(平16条例159・改称)

(適正管理)

第7条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(平11条例6・平16条例159・一部改正)

(委託等に伴う措置)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、委託を受けた者及び指定管理者（以下「受託者等」という。）に対する十分かつ適切な監督を行わなければならない。

(平16条例159・平27条例140・一部改正)

(再委託)

第8条の2 受託者等は、当該事務を委託した実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者等とみなして、前項及び次条の規定を準用する。

(平27条例140・追加)

(受託者等の責務)

第9条 受託者等は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は前項の指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 受託者等は、前条第1項の規定に基づき個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の再委託をするときは、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(平16条例159・平27条例140・一部改正)

第4章 保有個人情報の利用及び提供

(平16条例159・改称)

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関内における利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 専ら学術研究又は統計の作成のために利用する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

六 同一実施機関内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

2 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供（以下「目的外提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

六 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等（以下この号において「国等の機関」という。）に提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

3 実施機関は、目的外利用又は目的外提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(平16条例159・平27条例140・一部改正)

(外部提供の制限)

第11条 実施機関は、保有個人情報の実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求

めなければならない。

- 2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に限り、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供を行うことができる。

(平16条例159・平27条例140・一部改正)

第5章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

(平16条例159・改称)

(開示を請求できる者)

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合はこの限りでない。

(平11条例6・平12条例6・平16条例159・平27条例140・一部改正)

(開示請求方法)

第13条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- 一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平11条例97・平16条例159・一部改正)

(開示請求に対する決定)

第14条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(第17条の3の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に

開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期間

- 5 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 6 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。
- 7 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次項、第16条第2号及び第3号並びに第17条第2項において同じ。）以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 8 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの（都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「第三者」という。）が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第24条の2及び第24条の4において「反対意見書」という。）を提出したのに対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（平11条例97・平16条例159・平27条例140・一部改正）

（開示の方法）

第15条 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等（以下「都規則等」という。）で定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

（平11条例6・平14条例34・平16条例159・一部改正）

（保有個人情報の開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）の指示等により、開示することができないと認められる情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までにに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- 四 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ
 - ロ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ
- ト 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ
- 七 第三者が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。
- 八 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報
 - イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報
 - ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が2人以上いる場合であって、法定代理人の1人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報
- 九 他人（東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第10条に規定する他人をいう。）の特定個人情報（特定個人情報保護条例第2条第7項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）
- 十 開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報であって、開示請求者に開示することによって、当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがあるもの
- 十一 特定個人情報保護条例第2条第4項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの（平16条例159・全改、平19条例95・平26条例153・平27条例140・一部改正）

（一部開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。（平16条例159・全改、平27条例140・一部改正）

（裁量的開示）

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第16条第1号、第9号、第10号及び第11号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（平16条例159・追加、平27条例140・一部改正）

（保有個人情報の存否に関する情報）

第17条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らか

にしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平11条例97・追加、平16条例159・旧第17条の2繰下・一部改正)

(開示請求に係る事案の移送)

第17条の4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平16条例159・追加)

(訂正を請求できる者)

第18条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)を行うことができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(平16条例159・一部改正)

(訂正請求方法)

第19条 前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- 一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- 三 訂正を求める内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(平11条例97・平16条例159・一部改正)

(訂正義務)

第19条の2 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(平16条例159・追加)

(訂正請求に対する決定)

第20条 実施機関は、訂正請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)を行わなければならない。ただし、第19条第3項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による訂正する旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨

を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第14条第3項及び第6項の規定は、訂正決定等について準用する。
(平11条例97・平16条例159・平27条例140・一部改正)

(訂正請求に係る事案の移送)

- 第21条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報に第17条の4第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
 - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。
(平16条例159・全改)

(保有個人情報の提供先への通知)

- 第21条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(平16条例159・追加)

(利用停止を請求できる者)

- 第21条の3 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 一 第4条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - 二 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 第12条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。
(平16条例159・追加)

(利用停止請求方法)

- 第21条の4 前条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。
- 一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - 三 利用停止請求の趣旨及び理由
 - 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 第13条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。
(平16条例159・追加)

(利用停止義務)

- 第21条の5 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると

認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（平16条例159・追加）

（利用停止請求に対する決定）

第21条の6 実施機関は、利用停止請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対して、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第21条の4第2項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第14条第3項及び第6項の規定は、利用停止決定等について準用する。

（平16条例159・追加、平27条例140・一部改正）

（開示手数料）

第22条 実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条及び第24条の2第1項において同じ。）が第15条の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。

- 2 実施機関が保有個人情報の開示をするため、第14条第2項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、別表に定める開示手数料を徴収する。
- 3 既納の開示手数料は、還付しない。ただし、知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

（平11条例6・平11条例97・平16条例159・平27条例140・平29条例〇〇・一部改正）

（都が設立した地方独立行政法人の開示手数料）

第22条の2 都が設立した地方独立行政法人が第15条の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、当該地方独立行政法人の定めるところにより、開示手数料を徴収する。

- 2 前項の開示手数料の額は、実費の範囲内において、かつ前条第1項の開示手数料の額を参酌して、都が設立した地方独立行政法人が定める。
- 3 都が設立した地方独立行政法人は、特別の理由があると認めるときは、第1項の開示手数料を減額し、免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

4 都が設立した地方独立行政法人は、第1項及び第2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(平16条例159・追加、平29条例〇〇・一部改正)

第6章 救済の手続

(苦情の処理)

第23条 実施機関は、実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(平16条例159・一部改正)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（開示請求、訂正請求又は利用停止請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。次条第1項において同じ。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平27条例140・追加)

(審査請求があった場合の手続)

第24条の2 実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、東京都個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第24条の5において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をする場合

2 前項の審査庁は、東京都個人情報保護審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

3 前二項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

(平11条例97・平16条例159・一部改正、平27条例140・旧第24条繰下・一部改正、平29条例〇〇・一部改正)

(都が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第24条の3 都が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。この場合においては、前2条の規定を準用する。

(平16条例159・追加、平27条例140・旧第24条の2繰下・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第24条の4 第24条の2（前条において準用する場合を含む。）の規定により諮問をした審査庁又は都が設立した地方独立行政法人（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（平11条例97・追加、平16条例159・旧第24条の2繰下・一部改正、平27条例140・旧第24条の3繰下・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第24条の5 第14条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平11条例97・追加、平16条例159・旧第24条の3繰下・一部改正、平27条例140・旧第24条の4繰下・一部改正）

（東京都個人情報保護審査会）

第25条 第24条の2（第24条の3において準用する場合を含む。）に規定する諮問に応じて審議を行う機関として、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、知事が任命する委員12人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 審査会は、第1項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（平11条例6・平11条例97・平16条例159・平27条例140・一部改正）

（部会）

第25条の2 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、審査請求に係る事件について審議させることができる。

（平11条例97・追加、平27条例140・一部改正）

（審査会の調査権限）

第25条の3 審査会（前条の規定により部会に審議させる場合にあつては、部会。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（平11条例97・追加、平16条例159・平27条例140・一部改正）

（意見の陳述等）

第25条の4 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（平11条例97・追加、平27条例140・一部改正）

（提出資料の閲覧等）

第25条の5 審査請求人等は、審査会に対し、第25条の3第3項及び第4項並びに前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

（平11条例97・追加、平27条例140・一部改正）

（審査請求の制限）

第25条の6 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（平27条例140・追加）

（答申書の送付）

第25条の7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（平27条例140・追加）

（審議手続の非公開）

第25条の8 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

（平11条例97・追加、平27条例140・旧第25条の6繰下）

（規則への委任）

第25条の9 第25条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

（平11条例97・追加、平27条例140・旧第25条の7繰下）

第7章 東京都情報公開・個人情報保護審議会

（平11条例6・全改）

（東京都情報公開・個人情報保護審議会）

第26条 情報公開条例第39条第1項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は制度運営について実施機関に意見を述べることができる。

(平11条例6・全改、平16条例159・平27条例140・一部改正)

第8章 民間部門の個人情報の保護

(平16条例159・改称)

(事業者の責務)

第27条 事業者は、個人情報の保護の重要性にかんがみ、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(平16条例159・一部改正)

(東京都が出資等を行う法人の責務)

第28条 東京都が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく東京都の施策に留意しつつ、個人に関する情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平11条例6・平16条例159・一部改正)

(個人情報の保護の普及促進)

第29条 知事は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

2 知事は、都民に対してその権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に係る意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

(平16条例159・一部改正)

(事業者の取り扱う個人情報についての苦情の処理)

第29条の2 知事その他の執行機関は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、その迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

(平16条例159・追加)

(説明及び資料提出)

第29条の3 知事その他の執行機関は、前条の処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(平16条例159・追加)

(助言及び勧告)

第29条の4 知事その他の執行機関は、前条の規定による説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対して、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。

2 知事その他の執行機関は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いに改善が見られないと認めるときは、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができる。

3 知事その他の執行機関は、必要に応じて前項の規定による勧告に係る事実に関する情報を都民に提供することができる。

(平16条例159・追加)

(適用除外)

第29条の5 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前2条の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の

用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
（平16条例159・追加）

第9章 雑則

（他の制度との調整等）

第30条 法令等に保有個人情報の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本その他の写し等の交付（東京都事務手数料条例（昭和24年東京都条例第30号）第2条第11号に規定する謄本若しくは抄本の交付又は同条第12号に規定する閲覧を含む。）、訂正又は利用の停止等について規定されている場合は、その定めるところによる。

2 保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。

3 特定個人情報保護条例第2条第8項に規定する保有特定個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例は適用しない。

4 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

一 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

二 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

三 東京都統計調査条例（昭和32年東京都条例第15号）第2条第2項に規定する都統計調査のうち、東京都公安委員会が行ったものに係る調査票情報（同条例第9条に規定する調査票情報をいう。）に含まれる個人情報

5 この条例は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。

（平11条例6・平12条例6・平16条例159・平20条例138・平27条例140・一部改正）

（適用除外等）

第30条の2 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。

（平16条例159・追加）

（国及び地方公共団体との協力）

第31条 知事は、個人情報の保護を図るため、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする。

（平16条例159・一部改正）

（運用状況の公表）

第32条 知事は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、都規則等で定める。

（平16条例159・一部改正）

第10章 罰則

(平16条例159・章名追加)

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第8条に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する都の公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平16条例159・全改、平27条例140・一部改正)

第35条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平16条例159・追加)

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平16条例159・追加)

第37条 第25条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平16条例159・追加)

第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平16条例159・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第6条、第5章、第24条、第25条、第30条第1項及び別表の規定は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務の届出については、第5条第1項の規定中「個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは」とあるのは、「現に行われている個人情報を取り扱う事務については」と読み替えて、適用する。

附 則（平成11年3月19日東京都条例第6号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

(平成11年規則第233号で平成12年1月1日から施行)

附 則（平成11年12月24日東京都条例第97号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。

(平成11年規則第266号で平成12年1月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、実施機関に対して現にされているこの条例による改正前の東京都個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定による個人情報の開示又は訂正の請求は、この条例による改正後の東京都個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による個人情報の開示又は訂正の請求とみなす。
- 3 前項に規定する個人情報の開示の請求のうち、新条例第2条第1項の規定により新たに実施機関となる東京都規則で定める行政機関の長（以下「規則で定める長」という。）が保有する個人情報の開示又は訂正の請求については、当該規則で定める長に対してされている開示又は訂正の請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現にされている旧条例第24条に規定する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立ては、新条例第24条第1項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 5 前三項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当する規定によってしたものとみなす。

附 則（平成12年3月31日東京都条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第30条第2項の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日東京都条例第34号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日東京都条例第159号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める部分に限る。）は同年1月1日から、同項の改正規定（「監査委員」の下に「、公安委員会」を、「公営企業管理者」の下に「、警視総監」を加える部分に限る。）は公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第8号で平成18年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東京都個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）第29条の2から第29条の4までの規定は、この条例の施行の日から前項ただし書に規定する東京都規則で定める日の前日までの間は、東京都公安委員会には適用しない。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定により実施機関に対して現にされている個人情報の開示の請求又は当該請求に対する決定に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てについては、旧条例第16条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の日前にされた実施機関の職員又は職員であった者に係る事務に係る個人情報の開示の請求又は当該請求に対する決定については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、旧条例第12条又は第18条の規定により現にされている個人情報の開示又は訂正の請求のうち、旧条例第2条第1項に規定する東京都規則で定める行政機関の長（以下

「規則で定める長」という。) に対してされている請求は、新条例第12条又は第18条の規定により都が設立した地方独立行政法人に対してされている請求とみなす。

- 6 この条例の施行の際、現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立てのうち、規則で定める長が行った開示決定等に対してされている不服申立ては、新条例第24条の2の規定により都が設立した地方独立行政法人に対してされている不服申立てとみなす。
- 7 第3項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当する規定によってしたものとみなす。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月4日東京都条例第95号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日東京都条例第138号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日東京都条例第153号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第16条第6号への改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日東京都条例第140号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正行政不服審査法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第4条第3項、第8条、第8条の2、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条（「第24条及び第24条の3」を「第24条の2及び第24条の4」に改める部分を除く。）、第16条、第17条、第17条の2、第20条、第21条の6、第30条及び第34条の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 実施機関がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てであって、改正行政不服審査法の施行前になされた開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月14日東京都条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定により現にされている保有個人情報の開示の請求のうち、旧条例第14条の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後の東京都個人情報の保護に関する条例の規定を適用する。

附 則（平成31年3月29日東京都条例第20号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表（第22条関係）

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真		写し（単色刷り）1枚につき 10円	写しの交付のとき。
		写し（多色刷り）1枚につき 20円	写しの交付のとき。
フィルム	マイクロフィルム	印刷物として出力したもの（単色刷り）1枚につき 10円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの（多色刷り）1枚につき 20円	写しの交付のとき。
電磁的記録	ビデオテープ	複写したビデオテープ1巻につき 290円	写しの交付のとき。
	録音テープ	複写した録音テープ1巻につき 150円	写しの交付のとき。
	その他の電磁的記録（パーソナルコンピュータで作成されたものに限る。）	印刷物として出力したもの（単色刷り）1枚につき 10円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの（多色刷り）1枚につき 20円	写しの交付のとき。
		複写したフロッピーディスク1枚につき 100円	写しの交付のとき。
		複写した光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1枚につき 100円	写しの交付のとき。

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 公文書の写し（マイクロフィルム及び電磁的記録においては印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 フィルム（マイクロフィルムを除く。）の写しを交付する場合及び電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる開示手数料の金額によりがたい場合には、東京都規則で定めるところにより写しの交付に係る費用を徴収する。